

# ～世界遺産登録をめざして～



## 世界文化遺産登録に向けた地元説明会

『古市古墳群』の持つ普遍的価値を守るためには、古墳のみならず、周辺も含めた一体的な環境保全を図ることが必要です。そのため、建築物の高さや色彩など、また、屋外広告物の掲出の基準を設けた、緩衝地帯を定めます。

世界遺産登録に向けた取り組み状況や緩衝地帯の規制方針（案）について、皆様を対象に右表のとおり説明会を実施します。

日時	会場
6月13日（金）19:00～	丹治はやプラザ2階 集会室
6月14日（土）13:30～	羽曳野市役所別館3階 会議室
6月17日（火）19:00～	陵南の森公民館2階 研修室
6月18日（水）19:00～	石川プラザ2階 集会室
6月19日（木）19:00～	駒ヶ谷小学校体育館
6月24日（火）19:00～	MOMO プラザ2階 集会室
6月27日（金）19:00～	羽曳山会館1階 ホール
6月29日（日）13:30～	羽曳野市民会館3階 会議室



▲ 第7回 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議

※ 各会場すべて同一の内容の説明となります。

※ 開始時間の30分前から受付します。

※当日は先着順とさせていただきますので、会場の都合上、定員が超えた場合には、立ち見もしくは、お断りする場合がございますので、ご了承ください。また、駐車場は台数に限りがあります。



## 古市古墳群 『丸わかりガイド』

峰塚公園管理棟内に、古市古墳群についてのさまざまな知識を学べるタッチパネル式端末を設置しました。指で操作すると、50インチのモニターに記事や写真、動画が映し出されます。同端末では世界文化遺産に登録されるまでの流れや、羽曳野と藤井寺にまたがる古市古墳群の各古墳の大きさなどを見ることができます。

場 所 峰塚公園管理棟（羽曳野市軽里 2-15-1 他）

時 間 10:00～17:15（木曜日休館）

問合せ ☎ 942-6647（直通）

## <緩衝地帯の規制方針（案）>

**建築物の高さ**：都市計画法に基づき高さの最高限度について制限を設けます。  
 （新たな規制を設ける土地の区域は高度地区により制限）

### 【資産近傍】

第一種低層住居専用地域：10m以下、  
 その他用途地域：15m以下

### 【緩衝地帯のうち資産近傍を除く範囲】

住居系用途地域・近隣商業地域：31m以下  
 （第一種低層住居専用地域は10m以下）

※新たな規制によって既存不適格となった建築物については、1回に限り、現在の規模を上限とする建替えを可能とします

**建築物の形態意匠**：景観法・都市計画法に基づき、形態意匠の制限を設けます。  
 （新たな規制を設ける土地の区域は景観地区により制限）

色彩、その他の基準を設けます。

### 【資産近傍】

※全ての建築物が対象となります

### 【緩衝地帯のうち資産近傍を除く範囲】

※小規模建築物（高さ10m以下など）は制限対象とはなりません

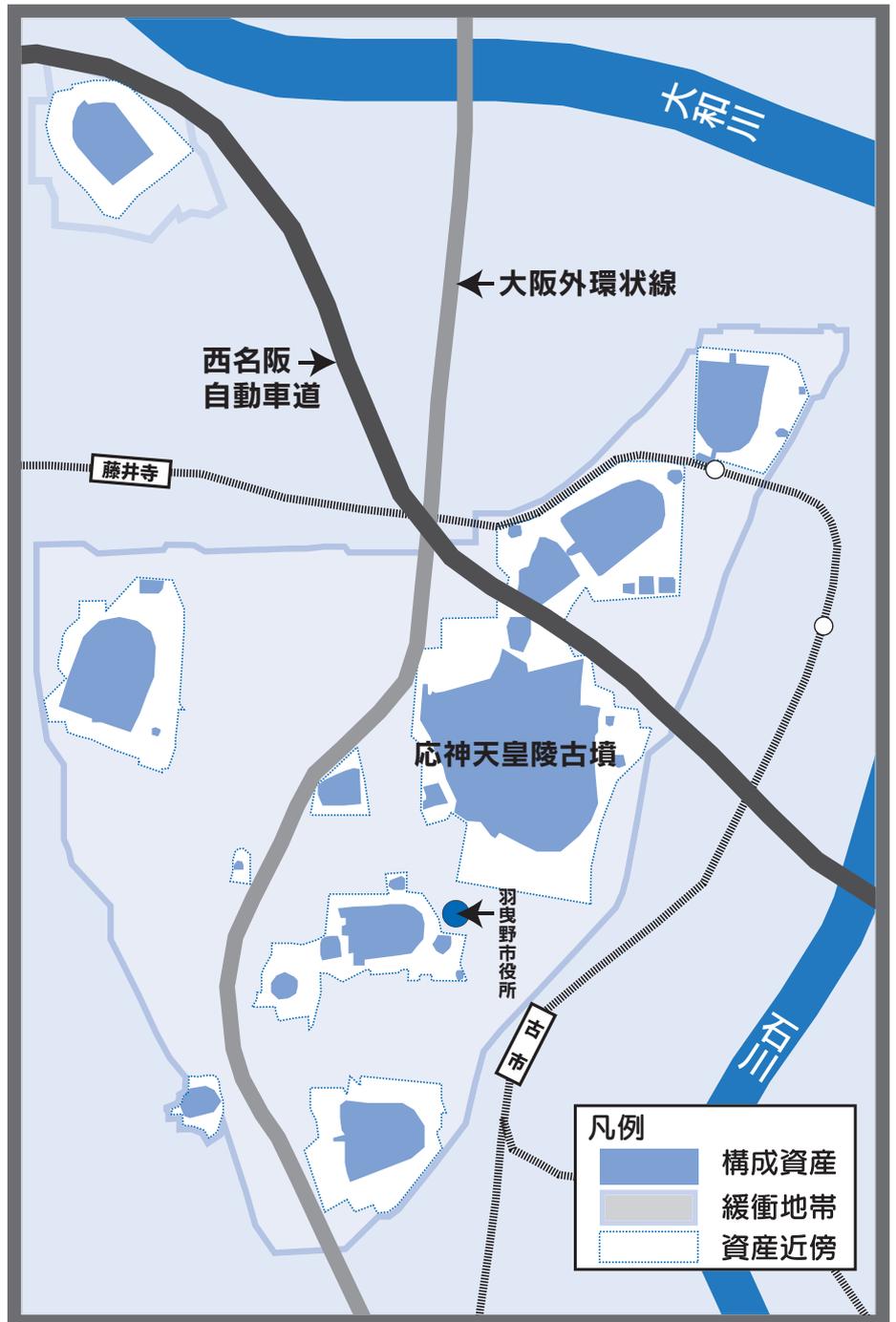
**屋外広告物**：屋外広告物法に基づき制限を設けます。

### 【資産近傍】

原則掲出禁止

### 【緩衝地帯のうち資産近傍を除く範囲】

自家用広告物以外は原則掲出禁止  
 （自家用広告物については大きさなどに応じて対象）



問合せ 世界文化遺産推進室 ☎ 958-1111 内線 4400・4401

## 『大王のひまわりの種』の配布

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた普及啓発活動の一環として、昨年7月、史跡応神天皇陵古墳外濠外堤の一角で、まちづくりグループ「四十四の会」が育てた約700本の「ひまわり」から種を採取し、今年5月に、市内14校の新小学1年生（約1,000人）に配布しました。昨年、3mを超えて咲いたひまわりもありました。

今夏、市内のいたるところで、大きなひまわりを見かける機会が増えることを期待しています。

